

## 第5章 経済特別区

### 5.1 経済特別区制度のための法制度

経済振興区・地域の概念をカンボジアに導入する検討は1960年代に既に始まっていたが、最終的には、経済特別区（経済特区）制度が2005年12月に初めてカンボジアへ導入されることになった。2005年12月29日付け「CDCの組織と機能に関する政令No.147（Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the CDC）」によってCDCの組織が改組され、経済特区制度を運営管理するためのカンボジア経済特別区委員会（Cambodian Special Economic Zone Board：CSEZB）」と称される新しい組織が誕生した。さらに同日付けで、経済特区制度の管理を目的とする「経済特区の設置と運営に関する政令No.148（Sub-Decree No. 148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone）（経済特区政令）」（政令条文は本書付属資料Vに掲載）が發布されている。

### 5.2 経済特区の基本概念と条件

経済特区政令は、経済特区の基本概念と条件について、次のように定めている（第2条及び3.1.1条）。

- 経済特区とは、全ての産業とそれに関連する活動を集積するための、一般工業区及び／又は輸出加工区（Export Processing Zone：EPZ）を有する経済開発のための特別な地域である。各経済特区は自由商業地域（Free Trade Area）、サービス地域（Service Area）、住居地域（Residential Area）及び観光地域（Tourist Area）を含む生産地域（Production Area）を有するものである。
- 明示的な位置と地理的な境界を有する50ヘクタール以上の土地を有すること
- 「輸出加工区」、「自由商業地域」及び特区内の各工場をフェンスで囲うこと
- 管理事務所、特区管理事務所及び必要な全てのインフラが供給されること
- 下水施設、排水処理施設、固形廃棄物の貯蔵・管理場、環境保護施設、その他必要と考えられる関連インフラが備わっていること

### 5.3 認可済み及び計画中の経済特区

カンボジア政府が今までに経済特区政令により正式に認可している経済特区は、スタンハウ（Stung Hao）、マンハッタン（Manhattan）、チャイチャイ（Chhay Chhay O'Neang）、ダウンチブ・プノンデン（Doung Chhiv Phnom Den）、プノンペン（Phnom Penh）及びシハヌークビル（Sihanoukville）の6ヶ所であるが、他にも5ヶ所の経済特区がカンボジア経済特区委員会の認可を取得済みである。現状で認可を受けている経済特区を表5-1に掲げる。タイセン・バベット（Tai Seng Bavet）経済特区、オクナモン（Oknha Mong）経済特区、ゴールドフェーム・パク・セン（Goldfame Pak Shun）経済特区もすでにカンボジア経済特区委員会に対し、許可申請を行っている。

コーコン（Koh Kong）経済特区及びソイチェン（Suoy Chheng）経済特区はタイ国境付近に位置し、プノンペンからは国道 号線ないしは3号線と48号線を通り行くことが出来る。国道48号線はASEAN高速道路10号線（ASEAN Highway Route10）の一部となる計画である。スタンハウ（Stung Hao）経済特区、シハヌークビル（Sihanoukville）経済特区とS.N.C.経済特区はシハヌークビル市街地の周辺に位置し、プノンペンからは国道4号線を通って行くことが出来る。またタケオ（Takeo）州のダウンチブ（Doung Chhiv）経済特区も国道4号線沿いにある。N.L.C経済特区とマンハッタン（Manhattan）経済特区は、国道1号線のベトナム国境付近にある。ポイペトのチャイチャイ（Chhay Chhay）経済特区は国道5号線のタイ国境付近に位置し、プノンペン経済特区は国道4号線沿いのプノンペン国際空港から8キロの地点にある。

プノンペン経済特区は2006年7月6日に正式に工事を開始しており、2007年末までに第1期工事を終える予定である。マンハッタン経済特区は、未だ経済特区政令による正式認可は受けていないが、特区内では既に3企業が操業を開始している。《マンハッタン経済特区についてはその後、2006年11月29日付けで「マンハッタン経済特別区の設立に関する政令（Sub-Decree # 135 (RGC) on Establishment of MANHATTAN (Svay Rieng) Special Economic Zone）」が公布されている。》

### 5.4 経済特区開発の申請手順

特区開発業者は以下の資格が必要とされ、また義務を負う（経済特区政令第4.4条）。

- 特区内においてインフラを開発するための十分な資金と手段を有し、特区を運営する人材を有していること
- 経済特区設立のために、土地を所有する合法的権利を有すること
- 特区内のインフラを建設すること

表5-1 2006年12月18日現在のカンボジア経済特区

経済特区の名称	内容
1. コーコン (Koh Kong) 経済特区	
1) 場所	Neang Kok Village, Pakkhlong Commune, Mundul Seyma District, Koh Kong Province
2) 面積	336ヘクタール
3) 計画実施状況	フェンス設置済み
2. ソイチェン (Suoy Chheng) 経済特区	
1) 場所	Neang Kok Village, Pakkhlong Commune, Mundul Seyma District, Koh Kong Province
2) 面積	100ヘクタール
3) 計画実施状況	不詳
3. S.N.C経済特区	
1) 場所	Sangkat Bet Trang, Prey Nob District, Sihanoukville City
2) 面積	150ヘクタール
3) 計画実施状況	未実施
4. スタンハウ (Stung Hao) 経済特区	
1) 場所	Sangkat O Tres, Stung Hao District, Sihanoukville City
2) 面積	192ヘクタール
3) 計画実施状況	不詳
5. N.L.C. 経済特区	
1) 場所	Prey Phdao and Thhlok Village, Chrok Mates Commune, Sray Teals District, Sray Rieng Province
2) 面積	105ヘクタール
3) 計画実施状況	長さ20メートル、幅8メートルの道路を建設済み
6. マンハッタン (Manhattan) 経済特区	
1) 場所	Thanh Village, Bati Commune, Chntrea District, Sray Rieng Province
2) 面積	157ヘクタール
3) 計画実施状況	1) ベトナムからの電力線の引き込みと第1期70ヘクタールのフェンス設置が完了。 2) 現状3社が進出済み ・Best Way Industry Co., Ltd. (Taiwan) : 従業員350人で自転車の組立てを行なう。1,000人までの増員計画あり。 ・S.Y.G. Steel International Co., Ltd. (Taiwan) : 従業員108人のねじ製造業。 ・Kingmaker : 2006年7月に起工式を行い現在工場建設中(製靴工場)。 3) 文書処理のためのワン・ストップ・サービスを提供するため、カンボジア経済特区委員会、税関、商業省、CAMCOTROL、労働・職業訓練局からの14人の職員が経済特区管理事務所に駐在。
7. チャイチャイ (Chhay Chhay) 経済特区 (Popet)	
1) 場所	Poipet Commune and Nimit Commune, O Chhrov District, Banteay Meanchey Province
2) 面積	386.3ヘクタール
3) 計画実施状況	1) 国道5号線のKon Damrey村から工業区を通り、ドライ・ポートと商業区、さらにタイ国境まで、延長18キロ、幅50メートルの道路の基礎が完成済み 2) 全ての土地と港の埋め立て、インフラ建設が終了 3) フェンスの設置と管理事務所の建設が終了 4) 工業区への電力供給のため、アムコ (Amco Company) との電力購入交渉を行なった
8. ダウンチブ・プノンデン (Doung Chhiv Phnom Den) 経済特区 (Takeo)	
1) 場所	Kiri Vong District, Takeo Province
2) 面積	79.3ヘクタール
3) 計画実施状況	2006年末までに工事終了予定
9. プノンベン (Phnom Penh) 経済特区	
1) 場所	プノンベン国際空港から8キロの国道4号線沿い
2) 面積	350ヘクタール
3) 計画実施状況	第1期工事は2007年末までに終了予定
10. カンポット (Kampot) 経済特区	
1) 場所	Koh Toch commune, Kampot district, Kampot Province
2) 面積	145ヘクタール
3) 計画実施状況	2005年5月から2010年10月までの4期の工事を計画
11. シハヌークビル (Sihanoukville) 経済特区	
1) 場所	Stung Hao District, Sihanoukville Municipality
2) 面積	178.62ヘクタール
3) 計画実施状況	2006年から2007年5月までに土地造成およびフェンスを設置する1期工事を実施

出所：Project Implementation Sheets , The CDC

- ・ 特区内に立地する投資家に土地を賃貸し、サービスを提供すること
  - ・ 治安担当を設置し、公共の秩序を維持すること、等
- 経済特区開発申請のプロセスの概要は表5-2に示す通りである（経済特区政令第3.2条）。

表5-2 経済特区開発申請のプロセス

項目	内容
1. 経済特区開発の申請	特区開発業者はカンボジア経済特区委員会に、経済特区設置許可願いを提出し、同時にQIPの申請を行なう（申請料：700万リエル）。
2. 申請の審査	カンボジア経済特区委員会は28労働日以内に、申請を認可するか否かを開発業者に伝える。
3. 事業化調査	特区開発業者は、詳細な経済事業化調査・インフラ基本計画・条件付投資登録証明書に記載されたその他の証明文書等を180労働日以内に実施、作成する。
4. 最終投資登録証明書	上記プロジェクト資料の受領後100労働日以内に、カンボジア経済特区委員会は政府から必要な許認可を取り付け、最終投資登録証明書を発行する。
5. 経済特区設立の宣言	カンボジア経済特区委員会による最終投資登録証明書の発行に伴い、経済特区の設立とその境界線を規定する政令が公布される。
6. 許可の取消し	カンボジア経済特区委員会は、特区開発業者が最終投資登録証明書を取得してから365労働日以内に、開発プロジェクトの総投資額の少なくとも30%を実行に移さない場合には、最終投資登録証明書により付与された特区開発認可と優遇措置を取消す権利を有する。

## 5.5 経済特区の運営組織

CDC管轄下にある「カンボジア経済特区委員会」は、経済特区の開発・運営・管理を担当する「ワン・ストップ・サービス」機関であり、「経済特区管理事務所（The SEZ Administration）」は各経済特区内に設置される「ワン・ストップ・サービス」機構であり、経済特区内に常駐させるためにカンボジア経済特区委員会によって設置される（経済特区政令第2条、第4.2及び4.3条）。

CDCに置かれる「経済特区トラブル解決委員会（Special Economic Zones Trouble Shooting Committee：SEZ TSC）」は経済特区で起きる技術的・法的な全ての問題や、複数の省庁にまたがり、かつカンボジア経済特区委員会と経済特区管理事務所の権限を越える全ての事項につき、早急な解決をはかる責務を負っている。また経済特区トラブル解決委員会は特区開発業者又は特区内に立地する投資企業からの苦情を受け付

け、解決策を見つける責務も負っている。同委員会の構成は下記の通りである。（経済特区政令第4.1条）。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1. カンボジア開発評議会（CDC）議長 | 議長   |
| 2. 閣僚評議会大臣           | メンバー |
| 3. 経済財務大臣            | メンバー |
| 4. 商業大臣              | メンバー |
| 5. 国土管理・都市化・建設大臣     | メンバー |
| 6. 環境大臣              | メンバー |
| 7. 鉱工業エネルギー大臣        | メンバー |
| 8. 公共事業運輸大臣          | メンバー |
| 9. 労働職業訓練大臣          | メンバー |
| 10. カンボジア開発評議会事務局長   | メンバー |
| 11. カンボジア経済特区委員会事務局長 | 秘書   |

## 5.6 経済特区における投資プロジェクトの登録手続き

特区内において、法と政令により許可された生産又はサービス業務を開始する者は、定められた手続きに則り必要書類を取り揃え、投資計画登録のために、業務時間内に経済特区内の経済特区管理事務所に提出しなければならない。経済特区管理事務所は、法的・行政的・技術的側面に基づき投資計画を登録するかどうか、また最終投資登録証明書を発行するかどうか、を決定する。この過程においては、改正投資法及び改正投資法施行のための政令に定められた手続きを遵守しなければならない。

特区への投資家に対する優遇措置は、特区内の経済特区管理事務所が「ワンストップ・メカニズム」を通じて、関連する法令に基づき決定する。

経済特区管理事務所は特区内投資家のために、政府各部門との問題解決を助成する役割を担っている（経済特区政令第3.3条）。

## 5.7 優遇措置（経済特区政令第4章）

経済特区政令は、カンボジア経済特区委員会が、全ての経済特区において優遇措置を検討して供与するものとし、また全ての優遇措置は最終投資登録証明書に明記される旨定めている。

2003年の改正投資法第14.9条が定めるように、指定された特別奨励区（Special Promotion Zone: SPZ）又は輸出加工区（Export Processing Zone: EPZ）に立地するQIPは、改正投資法に規定される、他のQIPに対するのと同様の優遇措置及び特典を付与されることになっている。特区開発業者や特区内投資家に付与される優遇措置は表5-3に記載されている通りである。

表5-3 経済特区における優遇措置

受益者	優遇措置
特区開発業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税の免税期間は、改正投資法の第14.1条により最長9年間とする。</li> <li>特区におけるインフラ建設のために輸入される設備や建設資材は輸入税と他の税を免除される。</li> <li>特区開発業者は土地法に従い、国境付近ないしは遠隔地において、経済特区設立のために、政府から土地のコンセッションを受け、それを特区への投資家に対し転貸することができる。</li> </ul>
特区内投資家	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のQIPと同様の関税の他の税に関する優遇措置の対象となる。</li> <li>製品が国内市場に輸出されない限り、0%の付加価値税優遇措置を取得可能である。輸入時において免除された付加価値税の額は、記録される。もし製品を国内に出荷した場合には、記録に従い、その量に応じた付加価値税を支払うことを要する。</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>特区開発業者、特区内投資家又は外国人従業員は、特区における全ての投資収益や特区内で受領する給与を国外の銀行へ送金できる権利を有する。</li> <li>外国人としての非差別的取り扱い、非国有化、自由価格の保証が与えられる。</li> </ul>

- 特区内投資家は輸出加工区で製造された製品の所有者であっても、経済特区管理事務所の許可を得ないでそれら製品を使用することはできない。

#### 外国人雇用

総従業員数の10%まで外国人管理者、技術者又は専門家を雇用することができる（経済特区政令第11条）。

#### 職業訓練

特区開発業者は労働・職業訓練省と協力し、カンボジア人作業員及び職員の訓練を促進し、新規の知識や技能を向上させる義務を負う（経済特区政令第12条）。

## 5.8 その他の規則

### 「輸出加工区（Export Processing Zone：EPZ）」に関する規則

輸出加工区では次のような特別規則が適用となる（経済特区政令第5章）。

- カンボジア経済特区委員会が定める特別の出入り口を設けること
- 経済特区管理事務所の許可を受けた守衛その他の者を除き、通常の作業時間後に区域内に立ち入らないこと
- 区域内への輸出入貨物及び許可を受けた者の通常の立ち入り時間は、特区開発業者と経済特区管理事務所間の合議により作成される内部規則によって定める
- 輸出加工区への貨物の輸入・輸出は、カンボジアとの輸出入と見做され、貨物の所有者は輸出入に先立ち区域内の所管部門と定められた手続きを行なわなければならない。
- 上記の所管部門は簡素で透明性のある書式を準備し、貨物管理において困難を来たさないようにしなければならない。
- 輸出入の前に、貨物は税関職員により適性に封印されるものとする
- 輸出加工区では、公共又は社会的意義を有するものであっても、小売業は認めない